

ゴルフ特化型デイサービス熱田

重要事項説明書

《2025年1月1日現在》

1. 当事業所が提供するサービスについての窓口

電話 052-671-8571 FAX 052-671-8572
営業日 月曜日～土曜日（但し、12/30～1/3は休日）
営業時間 午前9時～午後5時
サービス提供時間：午前9時30分～午後4時45分（通所介護）
：午前10時～午後4時（予防専門型、生活介護）

2. 当事業所の概要

事業所名 ゴルフ特化型デイサービス熱田
所在地 愛知県名古屋市熱田区野立町一丁目77番地
事業所番号 2370902096（通所介護）
23A0900515（予防専門通所サービス）
通常事業区域 名古屋市、（熱田区、中川区、中区、中村区、南区、港区）
開設年月日 2025年1月1日

3. 当事業所の法人の概要

名称 株式会社 Abliss
所在地 愛知県名古屋市守山区城土町158
代表者 代表取締役 井上賢二

4. 当事業所の従業員

管理者 1名 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

従業者

生活相談員 2名以上 利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画、予防専門型通所サービス介護計画の作成補助等を行う。

介護職員 2名以上 サービスの提供に当たる。

機能訓練指導員 2名以上 機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

看護職員 2名以上 健康管理等の業務に当たる。

5. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 介助、支援、介護の必要がある通所者に対し、適正な指定通所介護を提供します。通所者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、来所時間中、快適に過ごせるように、送迎、入浴、排泄、食事の介護、その他の援助を行います。

6. 施設の概要

①建物の構造 鉄骨造1棟（食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、浴室、脱衣室、一般浴槽、リハビリ歩行浴、トイレ）
②延床面積 約353㎡
③利用人員 定員 20名（最大利用可能数60名、順次届出定員増減調整可能）

7. サービス内容と料金（個人負担）

①介護保険法に定める要介護度、利用時間区分、サービス体制加算等別に厚生労働大臣が定める基準によるものとし、個人負担額はその指定負担額に加え、食材費として昼食代・おやつ代680円外税分をいただきます。
②朝食ご希望の利用者様は一食220円外税分をいただきます。

- ③利用料の支払いは、施設利用申し込み時に取り決めるものとします。原則として、一ヶ月単位の利用料合計を翌月15日までに納付していただきます。
- ④通常事業区域を超えた送迎の場合1キロメートルあたり17円+外税分加算されます。
- ⑤その他外出レクリエーションや緊急対応時の同行者の移動費などの必要な実費分をいただきます。

8. 自費利用について

介護保険の区分支給限度基準額の範囲内、総合事業予防事業専門型通所サービスの月額報酬単位内でご利用が基本です。但し

- ① 介護認定申請中に暫定利用が有り、認定結果が「非該当（自立）」の場合。
 - ② 支援認定を受け、定期利用日数を超えて利用が必要な場合。
 - ③介護サービスを主に当施設を利用され、特別な事情により介護保険の区分支給限度基準額を超えたサービスを受けた場合
- の、いずれかに該当し、ご本人様（ご家族様）、ケアマネージャー、センター長の合意のもと自費利用が適応できる場合があります。

9. サービス提供の手順

- ①自力通所者 ケアプランにて決められた日時に施設受付、通所計画等に基づき、機能訓練室にて休憩・健康チェック・入浴・レクリエーションに参加、または趣味に応じ、娯楽施設利用・昼食・介護予防訓練・レクリエーション参加・休憩・帰宅
- ②送迎通所者 ケアプランにて決められた日時に送迎車にて自宅へお迎え、①同様の内容にてサービスをし、自宅へお送りします。

10. 相談・苦情窓口

ご相談や苦情がございましたら、当社の窓口までご遠慮なくお申し出下さい。

- ① 絡先 ゴルフ特化型デイサービス熱田（株式会社 Abliss）

電話 052-671-8571

担当者 代表取締役 井上賢二
管理者 荒牧真功

- ②公的機関

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課内苦情相談室

所在地 : 名古屋市東区泉 1-6-5 国保会館南館 7F

開設時間 : 平日（月～金）9:00～17:00

電話 : 052-971-4165

ファクス : 052-962-8870

名古屋市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課 居宅係

所在地 : 名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号

開設時間 : 8:45～17:15（休日、祝日、年末年始を除く）

電話 : 052-959-3087

ファクス : 052-954-4155

11. 秘密保持について

- ①サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を、正当な理由無く第三者に漏らしません。
この守秘義務（利用者の個人情報保護）は契約終了後も同様です。
- ②予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を持ちません。
- ③但し、法令上定めのある場合や利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合に必要な範囲で個人情報を用いあるいは第三者に提供することができるものとします。
- ④職員については、誓約書を提出させ、保管します。
- ⑤サービス提供にあたりご利用者様、ご家族様のプライバシーの保護を心がけます。
また、ご利用者様のご希望があった場合必要に応じてサービス提供記録を開示します。

1 2. 代理人・立会人

利用申し込み者の判断能力に障害がみられる場合、その家族、代理人、成年後見人等の立会いのもと説明、相談し利用者本人の尊厳、利益を損なわない事を確認した上で契約を行ないます。

1 3. 緊急時における対応

サービス提供中、利用者の意識喪失や緊急事態が生じた場合、救急搬送手配を速やかに行うとともに、家族、ケアマネージャー、医療関係者など関係各所に連絡します。意思疎通ができる範囲の体調不良や変化はご家族やケアマネージャーなどに連絡をとり、必要に応じてサービス提供時間を変更することがあります。

1 4. 損害賠償

お客様が当社の責任において事故等に遭遇した場合、当社の規定によりお客様及びご家族様と誠意をもってご相談させていただきます。なお、当社には不測の事態が生じた場合のために、保険の賠償責任保険に加入しております。

1 5. 利用の解約

- ①解約について利用者の申し出があった場合は、当社は、理由の如何に関わらず、その求めに応じます。
- ②当デイサービスセンターで介護が不可能と判断する事態が生じた場合、利用の解約をお願いすることもあります。介護が不可能と判断する場合は、アルコール依存症、施設内で暴力をふるう、またそれらに準じ、施設利用者、介護職員に危害が加えられる恐れが多分にあると客観的に判断できた場合

1 6. 非常災害対策

当社は、非常災害に備えて、消防計画に基づき定期的に非常警報装置等の点検を行うとともに、年2回は防火避難訓練、救出訓練を実施いたします。

1 7. 身体拘束に関して

身体的弊害、精神的弊害の観点から可能な限り身体拘束を実施しない方針です。しかしながらご本人様や他利用者様の身体、生命が危険にさらされる可能性が高い場合にはやむを得ず一時的に身体拘束を行なう場合があります。

_____様の通所介護・日常生活支援事業・生活介護・利用開始にあたり

重要事項説明書を用いて説明しました。

私は本書面により、事業所から通所介護事業についての重要事項の説明を受けました。また、個人情報の取り扱いに関しても十分理解のうえ同意します。

西暦 年 月 日

氏名 _____ (続柄) 印